

長尾西中学校 いじめ防止対策

(いじめ防止対策マニュアルより)

1. いじめ防止校内体制

いじめ防止のための組織体制と年間計画

いじめ対策委員会

<構成員>

校長、教頭、首席、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭
(アドバイザーとしてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
必要に応じて学年主任も入る)

<活動内容>

◇週一回の定例会を開き、情報交換、いじめ発生時の対策検討、早期発見、未然防止のための対策と立案を行う。

◇いじめアンケートの立案集約。

<年間計画>

4月	いじめ対策委員会発足		
5月	いじめをテーマにした講演会		
6月	いじめアンケート(記名式)	教育相談	
7月	個人懇談		
8月	生徒指導研修会		
10月	いじめアンケート(記名式)	教育相談	人権学習
12月	個人懇談		
2月	人権学習	いじめアンケート(記名式)	

2. 未然防止のために

1. 安心・安全な学校づくり

- (1) 学校生活におけるルールやマナーを指導し、実践させる。
- (2) 対人関係におけるルールやマナーを指導し、実践させる。
⇒全生徒が安心・安全に過ごせる環境をつくる(居場所づくり)

2. 生徒が主体的に学ぶ授業づくり

- (1) 学習規律を定着させ、落ち着いた雰囲気の中で授業が行えるようにする。
◇失敗などが嘲笑されたりしない雰囲気をつくる。
- (2) 「わかる授業」「自ら学びに向かう授業」への取り組みをすすめる。
◇生徒が自ら興味を持って取り組めるような課題を工夫する。
◇生徒のつながりや個々の活躍できる場面を意識する。
◇一人ひとりを大切にす個に応じた指導を充実させる。
◇生徒の心に達する言葉かけを工夫する。

3・自己有用感の育成

- (1) 学級活動・学年・学校行事など、学校生活のあらゆる場面で他者と関わる機会を工夫し、互いのがんばりや違いを認識させる取り組みを進める。
- (2) 生徒会活動の充実
 - ◇あいさつ運動をはじめ、自己有用感を感じる取り組みを推進する。
 - ◇校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
- (3) 地域や幼稚園、小学校との関わりを進め、人とのつながりや他者から認められているといった自己有用感を芽生えさせる。
- (4) 人権教育・道徳教育を通して、生命や人権を尊重する心を育てる。

第3章 早期発見のために

1・日常の観察

- (1) 全ての教員が生徒の些細な変化に気づく力を高める。
- (2) 気づいたことを報告しあう習慣をつくる。(会議などの場を待たず早い対応が大切) また、いじめの判断は、個で行うのではなく組織で行う。
- (3) 気づいたことを記録し、集約できるようにしておく。記憶より記録。

2・生徒の実態把握

- (1) いじめアンケート調査実施
 - ◇無記名で行い、潜在的にあるいじめの実態把握を目的とする。
- (2) 教育相談の実施
 - ◇アンケートのみに終わらず、生徒全員に教育相談を実施し、友人関係、家族のことなど生徒が話しやすい環境をつくる。(特定のクラスだけが行っているのではなく、相談週間を設け、何でも相談できるという雰囲気をつくる)

3・相談の窓口

- (1) 教員は生徒からいつでも気軽に相談を受けられるよう、日常的に発信をしておく。
- (2) 他の相談機関として、スクールカウンセラーや公的相談機関を紹介しておく。

4・保護者と情報の共有

- (1) 互いに連絡を取り合いやすい関係作りに日ごろから努める。
- (2) 保護者会、電話、家庭訪問など保護者が話しやすい方法・場所に考慮する。
- (3) 保護者には、わが子のこと事のみならず、本校生徒に関する情報提供を呼びかけておく。

第4章 早期対応のために

<いじめ早期対応の基本的な流れ>

1. 被害生徒の思いを受け止める

絶対に生徒を守る意思を持つ



2. 報告・連絡・相談

担任が一人で抱え込まないようにする

※連絡方法については別記参照



3. 指導方針の立案

いじめ対策委員会が中心となる



4. 事実確認

情報収集と確認 指導を急がない



5. 保護者連絡

直接会うことや、複数対応を基本とする

これらの指導がその日のうちに行われるのが理想。そして次の日から本格的な指導が始まる。

加害生徒に過ちを気づかせ、被害生徒の安全な日常の回復、そして周囲の生徒への指導と展開していく。そのためにも初期対応をしっかりと行うことが大切である。